コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日	2021 年 12 月 28 日
会社名	株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス
会社名(英訳)	Simplex Financial Holdings Co.,Ltd.
本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号 新丸の内ビルディング 27 階
代表者役職氏名	代表取締役社長　水嶋　浩雅
問合せ先	管理部　03-5208-5739
URL	http://www. simplex-f-holdings.com/
証券コード	7176

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは内外の機関投資家向けに高度な金融プロダクトを提供する独立系の運用会社であります。よって、ファンドに対する投資家と株主を最重要のステークホルダーと考え、ファンドの適切な運用及び企業価値の向上を目指します。

変化の激しい事業環境に対応するための迅速な経営判断、取締役相互及び監査役による牽制を両立していくコーポレート・ガバナンス体制を構築することを目標とします。

2. 資本構成

(1)　外国人株式保有比率　　10%未満

(2)　大株主の状況

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
シンプレクス株式保有組合	415,000	48.82
水嶋　浩雅	340,000	40.00
株式会社 OFFICE M	85,000	10.00
株式会社 SIMPLEX	9,700	1.14
株式会社 BSM	300	0.04
計	850, 000	100.00

(3)　支配株主名　　無

(4)　親会社名の有無　　無

3. 企業属性

(1)	上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
(2)	決算期	3月
(3)	業種	証券、商品先物取引業
(4)	直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
(5)	直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1,000 億円未満
(6)	直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

(1)	組織形態	監査役設置会社
(2)	取締役関係	
①	定款上の取締役の員数	上限の定めはない
②	定款上の取締役の任期	1年
③	取締役会の議長	社長
④	取締役の人数	3 名
⑤	社外取締役の選任状況	選任していない
(3)	監査役関係	
①	監査役会設置の有無	設置していない
②	定款上の監査役の員数	上限の定めはない
③	監査役の人数	1 名

④ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は大会社ではないため会計監査人は設置しておりませんが、有限責任 あずさ監査法人との間で金融商品取引法に準じた財務諸表に関する監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。

また、内部監査担当との間で、監査実施状況に関して適宜、協議・連携を行っております。

⑤	社外監査役の選任状況	選任している
⑥	社外監査役の人数	1 名

⑦　社外監査役のうち独立役員に指定されている人数　0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石毛　和夫	弁護士													○

※1　会社との関係についての選択項目

a.　上場会社又はその子会社の業務執行者

b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.　上場会社の親会社の監査役

e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外監査役に選任している理由
石毛　和夫		―	同氏は弁護士としての高い専門知識を活かした法務・財務戦略全般に幅広い経験・知識を有しております。

(4)　独立役員関係

①　独立役員の人数　0名

②　その他独立役員に関する事項　該当事項はありません。

(5)　インセンティブ関係

①　取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

②　ストックオプションの付与対象者　該当事項はありません。

(6)　取締役報酬関係

①　(個別の取締役報酬の)開示状況　開示していない

② 該当項目に関する補足説明

2021 年 3 月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役の年間報酬総額 －

監査役の年間報酬総額 －

なお、取締役及び監査役はシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社から役員報酬を得ております。シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の取締役の報酬限度額は 2,200 百万円、監査役の報酬限度額は 5 百万円となっております。

なお、役員報酬の個別開示は実施しない方針です。

③ 報酬額又はその算定方法の決定方針の有無 有り

役員の報酬は、株主総会の決議に基づく限度額の範囲内で、その具体的な配分は取締役会で決定することができるとされております。

(7) 社外監査役のサポート体制

社外監査役に対し、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法で定められた取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次監督しております。

(1) 取締役会

取締役会は取締役 3 名で構成されており、経営方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置づけ、運営されております。原則として 3 ヶ月に1回開催される他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

(2) 監査役

当社は監査役制度を採用しております。監査役は監査の独立性を確保しながら取締役会に出席し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

当社の監査役である石毛和夫は、当社との人的関係、取引関係その他利害関係はございません。

(3) 内部監査

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているか否かを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、内部監査担当者 1 名を配置し、代表取締役の指示により各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。

(4) 監査法人

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けております。なお 2021 年 3 月期において監査を執行した公認会計士は米永隆司氏、倉持奈美子氏の 2 名であり、いずれも継続監

査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士３名、その他３名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施しておりません。

2．IR に関する活動状況

(1) IR 資料をホームページ掲載： 当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報を掲載していく予定です。

(2) IR に関する部署(担当者)の設置： 管理部にて対応してまいります。

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施しておりません。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令・定款に適合し、かつ、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用し、継続的に改善・向上に努めています。

(1) コンプライアンス

当社グループでは、法令等遵守の責任は役職員ひとりひとりにあるとの認識のもと、各グループ会社にコンプライアンス統括部署を設置しています。コンプライアンス統括部署は、グループの経営や業務が、法令遵守の下、適切に行われるよう、コンプライアンスの観点からの助言、指導、コンプライアンス規程の整備及び周知並びにその遵守状況のモニタリング等を行っております。

(2) リスク管理

当社の業務、経営上の各種リスクについてのモニタリング（把握・分析・評価）を行う専門部署を設置し、モニタリングの結果を踏まえて各リスクに対する管理体制の整備、管理、再発防止を図っています。

(3) 監査、モニタリング

経営活動全般及び業務手続の適正化等についてモニタリングを行うことを目的に内部監査組織を設置し、定期的に監査を実施しています。

(4) 監査役

当社は監査役制度を採用しております。監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求には断固として応じず、取引その他の関係を一切持ちません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除に向けた整備状況といたしましては、「反社会的勢力排除に関する規程」を制定することにより反社会的勢力への対応ルールを明確化し、迅速かつ適正に対応できるよう整備しております。

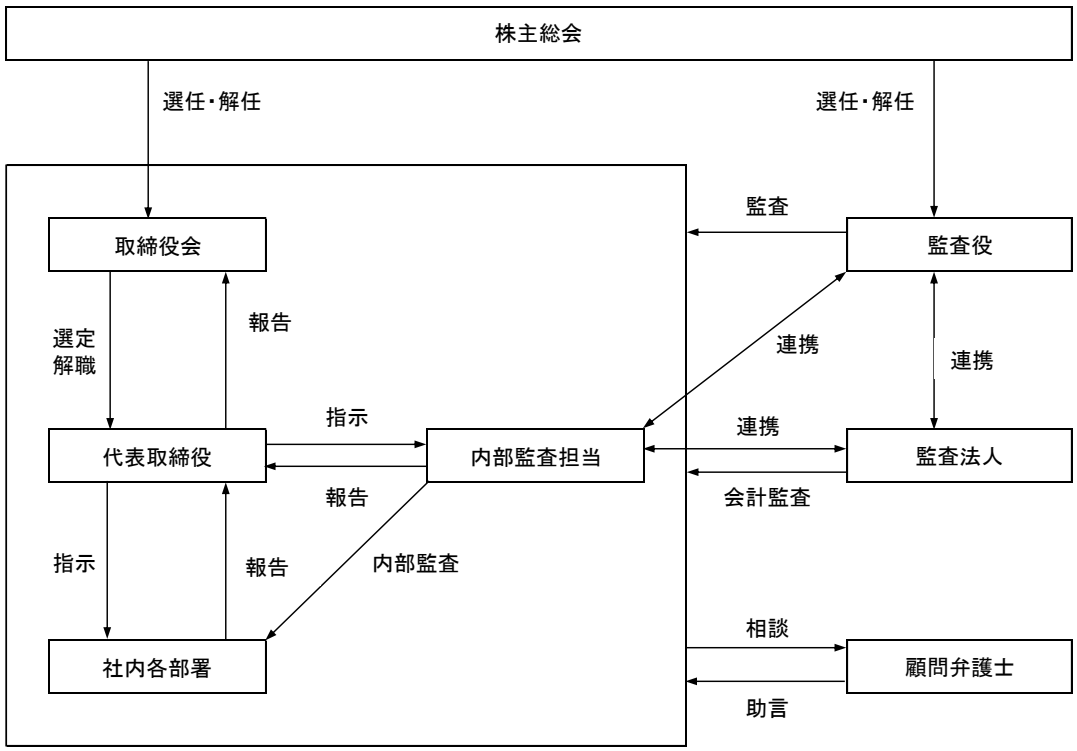
Ⅴ. その他

1. 買収防衛策の導入の有無 なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

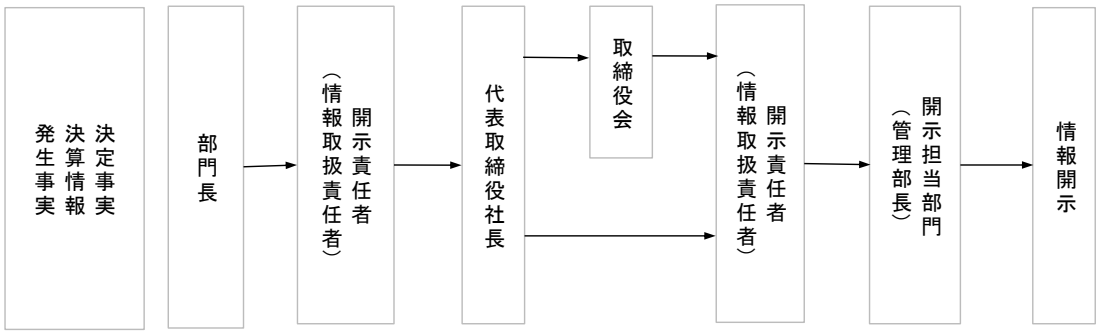
【模式図】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



【適時開示体制の概要】

当社の適時開示体制フローは、次のとおりです。



以上